

29保保指第223号

昭島市国民健康保険運営協議会
会長 佐藤三也様

昭島市国民健康保険運営協議会規則（昭和34年昭島市規則第1号）第2条
第1項の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

平成29年10月17日

昭島市長 白井伸介

記

諮問第17号

第2期昭島市データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画策定に
ついて

（諮問理由）

別紙のとおり

(別紙)

第2期昭島市データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画策定について（諮問）

平成25年度から5年間の計画期間とする第2期特定健康診査等実施計画が平成29年度で終了する。については、「高齢者の医療の確保に関する法律」第19条に基づき、「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針」に即した次期計画として、平成30年度から6年間の計画期間とする第3期計画の策定が必要となる。

また、同様に計画期間が終了する昭島市データヘルス計画についても、「国民健康保険法」第82条第2項及び「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき、第2期計画を策定しなければならない。今期計画中にレセプト等データの分析結果を活用し、現状に対応した取組として実施した事業については、評価並びに改善に向けた見直しを行うとともに、引き続きPDCAサイクルに沿った効果的な保健事業運営に向けて検討を進めていくことが必要である。

こうしたことから、両計画策定に関する事項について諮問をする。

(策定時期)

平成30年3月